## 景観形成重要建造物等の第16次指定(案)について

## 1 制度の概要

本制度は平成16年の景観条例改正により創設され、地域の景観の形成に重要な役割を果たしている建造物を「景観形成重要建造物」として、また、樹木又は樹木の集団を「景観形成重要樹木」として、所有者の同意を得て指定している。

指定した建造物又は樹木(以下「景観形成重要建造物等」という。)について、適切な維持管理を義務づけ、現状変更等に際しての届出を求めることで、地域住民に親しまれる貴重な景観資源の保全を図るとともに、住民の景観形成に向けた意識の高揚、活動の促進等を期待するものである。

また、景観形成重要建造物等(公共所有のものは除く。)については、(公財)兵庫 県まちづくり技術センターが実施する景観形成支援事業の対象とすることで、県民や 事業者による修景等を支援している。

## 2 これまでの指定状況

平成17年度の第1次指定から令和4年度の第15次指定まで、これまでに計127件を指定している(うち1件は国重要文化財へ移行、2件は市指定文化財、2件は景観法に基づく景観重要建造物となったため解除、1件は除却により滅失。現在の指定は121件)。

※参考資料2「景観形成重要建造物等一覧」参照

## 3 選定の考え方

第16次指定候補は、県民局、市町、景観形成推進員等から推薦された物件のうち、 下記の景観形成等基本方針に示された指定要件のいずれかを満たすものとする。

#### 【暑観形成等基本方針に示された指定要件】

「京観ルバ寺室平力」に小された相足安什」				
種別	指定要件			
景観形成重要建造物	①歴史的建造物 伝統的構法や地域固有の建築様式を残す町家、商家、民家等の歴史的建造物で、文化財の指定には至らないもの ②公共・公益的施設 学校や庁舎など、地域の住民が広く利用している(していた)公共性の高い施設で、地域の景観形成に寄与しているもの ③地域活動の拠点施設 まちづくり活動等の拠点として地域の住民が利用している施設で、地域の景観形成に寄与しているもの ④地域のシンボル、ランドマーク等 地域のシンボルやランドマークとなっている建造物で、地域の住民に親しまれているもの			
景観形成 重要樹木				

# 4 景観形成重要建造物等の第16次指定(案)

番号	名称	所在地	指定要件
1	ほんうえだてい 本上田邸	丹波市春日町棚原	1 3 4
2	新雌邸 (旧岡澤家住宅)	西脇市嶋	1 3 4
3	たつ乃屋本店	佐用郡佐用町平福	1) 4)
4	とみおかけ 冨岡家住宅	揖保郡太子町糸井	1 4
5	きゅうおぐにけ 旧小國家住宅	神崎郡福崎町山崎	1 4
6	いでしょかん 出汐館	高砂市西畑	1 4